

第9回産業関連技術会議 議事概要

1 日 時 平成24年9月5日（水）15：00～17：00

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者

（座長）清水委員

（委員）中村委員、宮川委員、山田委員

（関係府省庁）内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

（オブザーバー）日本銀行、東京都

（事務局）総務省（政策統括官室）

4 議 題

（1）平成23年（2011年）産業関連表作成基本要綱第1部について

（2）ワーキング・グループで検討中の重要事項について

（3）その他

5 概 要

（1）平成23年（2011年）産業関連表作成基本要綱第1部について

事務局から、資料1に基づき、平成23年（2011年）産業関連表作成基本要綱第1部（案）（以下、「基本要綱第1部」という。）について説明が行われた。本件については、前回会議における中間報告からの変更点とともに、その後確定した部門分類の概要と平成17年表からの主な変更点について説明が行われた。

また、公的部門の格付けについては、前回会議における指摘事項を踏まえた変更箇所について説明が行われた。

なお、基本要綱第1部については、9月13日（木）の産業関連幹事会で最終確認がなされた後、9月19日（水）に開催される産業関連主管課長会議で了承の上、その後、府省庁ごとに、産業関連主管部局長会議構成員の了承を得ることで、同会議決定として取り扱う予定である。

これに対する主な意見等は、次のとおり。

○ 公的部門の格付けで、修正が行われた〔別表5〕前文の「3 格付けの基準」(4)アについて、「前記(3)において、『産業』とされなかったものについて…『政府サービス生産者』に格付ける。」とあり、さらに次の文で「それ以外の機関（法人）については、…『政府サービス生産者』に格付ける。」とあるが、この表現では、後段の「それ以外の機関（法人）」が、『産業』とされなかったもの以外の機関」と読めてしまい、結果として、市場性の有無にかかわらず、「政府サービス生産者」に格付けられるという文章になっているのではないか。

→ 〔別表5〕前文の「3 格付けの基準」に記載している内容は、別表5（参考）として掲載している「政府及び独立行政法人等の格付けチャート表」の格付けフローを文章化したものである。誤解を招くような表現になっている部分については、事務局において改めて修正案を作成し、御了承をいただいた上で、基本要綱の最終案に反映させたい。

- 基本要綱第1章として掲載されている基本方針の中に、地域産業連関表の支援というものが含まれている。これについては、これまでも対応していただいているが、今後ともよろしくお願ひしたい。特に今回は、経済センサス-活動調査の組替集計が提供されるということで、生産額の乖離が縮小し、精度が向上に寄与するものと期待している。

課題としては、本社活動（管理活動）の取扱いと移出入の整合性をどうするかということが挙げられる。本社活動については、東京都がこれまで様々な取り組みを行ってきたが、そのノウハウが他の道府県に普及していない。これは国の産業連関表が対応していないということが原因としてあるが、何らかの形で、都道府県に対して整合的な情報が提供できるようお願ひするとともに、本件については、何かの機会に検討していただきたい。

(2) ワーキング・グループで検討中の重要事項について

事務局から、資料2に基づき、現在、基本計画・SNA課題対応ワーキング・グループ（以下、「ワーキング・グループ」という。）において検討を行っている「経済センサス-活動調査」のデータの取扱いのうち、個票データへの消費税相当額の加算処理方法の基本的な考え方について、説明が行われた。

平成23年表では、生産額推計のための基礎資料の一つとして「経済センサス-活動調査」で得られたデータを利用し、産業連関表の部門に即した組替集計を行うことが予定されているが、同調査で回答される金額については、調査対象者の判断で、消費税込み又は消費税抜きいずれでも回答できる方式が取られているため、同調査で把握される金額は、税込みと税抜きが混在したものとなる見込みである。一方で、我が国の産業連関表は、消費税を価格評価に含めるグロス表を採用していることから、同調査のデータを利用する過程においては、税抜きで回答された個票データに消費税相当額を加算し、税込み調査票に相当するものに変換する必要がある。

具体的な加算処理方法については、未だ確定しておらず、今回の会議での意見等を踏まえて、ワーキング・グループにおいて更なる検討を進めることとなった。

主な意見等は、次のとおり。

- 加算処理を行うに当たり、一律の割合で按分するなどの「みなし」を行うことによって、実態から乖離するのではないかと発言があった。しかし、加工統計である産業連関表を作成する上での実態とは、「経済センサス-活動調査」の結果である。実際の「実態」は把握するすべもなく、乖離の度合いなどは分からないのだから、このような言及は避けるべきである。

また、調査票上の非記入・非回答項目の処理について言及があったが、これについては、そもそも、産業連関表において補完する立場にはなく、経済センサス-活動調査実施部局において補完されたものについて、消費税の加算処理を検討するというものであると考える。

- 売上に係る消費税相当額の算定において、輸出取引等の免税売上金額を控除せず、売上金額に直接消費税率を乗じて計算すると、直接輸出に係る消費税分が過大推計される恐れがあるとの説明があった。しかし、輸出に係る列ベクトル自体は直接輸出・間接輸出ともに消費税抜きで表章され、このうち、間接輸出に関しては、調整項で消費税が加算されて表章されている。このように実際には最終的な負担になっていない消費税額が含まれるという意味においては、これまでも、間接輸出において概念上似たようなものが含まれていたのではないかと考えられる。

一方で、直接輸出の比率を考慮して消費税相当額を推計すると、生産技術が変化していないにも関わらず、直接輸出比率が変化することによって、生産額及び投入係数が変化するという問題がある。以上のことを考慮すると、むしろ、直接輸出分を考慮せずに売上金額に消費税率を直接乗じることによって消費税額を推計する方が、生産額及び投入係数の変化を回避することできメリットがある。また、この方法により、直接輸出分の消費税額が過大推計されたとしても、従来から間接輸出分を調整項に計上していたことを考えれば、それほど違和感があるとも思えない。

→ 以前、調整項について議論した際に、調整項に含まれるのは、商社に還付される消費税額であり、この手続きを産業連関表に含めないと輸出が過大推計になるということを申し上げた。この点は適切に処理すべきであると考えている。

→ 間接輸出とは、商社を経由して行われる輸出のことであるが、その際の消費税の還付は、生産者ではなく商社に対して行われる。このような還付手続きが産業連関表上において説明できるような加算処理方法を取るべきであると考えている。

→ 私が申し上げたかったことは、間接輸出に含まれる還付分はもちろんのこと、直接輸出分についても消費税分を計上し、間接輸出と分けずに、全て、一物一価のような消費税込み価格で評価し、輸出については調整項で調整するという方法もあり得るのではないかとということである。

→ 御指摘のとおり、担税者を国内・国外とも同一と扱い、一物一価の考え方によって直接輸出にも消費税を含めて推計する方法は、生産額が過大か過小かという問題は別として、産業連関表におけるひとつの表章方法としてあり得るかもしれないが、実際には、消費税は還付されているので、直接輸出分の消費税を含む生産額が独り歩きすることは様々な問題が生じることになる。そこで、なるべく実態に即した推計を行うべきということになるが、実態に合わせようとすればするほど推計が複雑になり、説明が非常に困難なものになるので、加工統計としては、ある程度仮定を置いて推計せざるを得ないのではないかと思う。

○ 現在の産業連関表では、製造品については、直接輸出されるものは消費税を含まない価格で、商社を経由して間接輸出されるものは消費税を含む価格で評価されているので、同じ製品でも直接輸出の割合によって価格が変わってしまう。このような状況を踏まえると、売上金額に直接消費税率を乗じて加算処理を行った方が、産業連関表としては扱い易い方法であるとともに、投入係数も安定性するのではないかと考える。

→ 工業統計のデータを見ると、製造品の輸出の大半は商社を経由したものであり、直接輸出割合はそれほど大きなものではないが、商品別の直接輸出割合が分からない中であって、仮定を必要以上に重ねる推計方法については、その有用性を見極めなければならない

○ 仕入に係る消費税額を、費用という概念で課税・非課税を判断して推計することが妥当か否かということについては、過去にも議論があった。費用項目は事業所・品目別に配分しなければならないが、費用項目の中に課税取引・非課税取引が混在している場合、その割合は全ての事業所・品目において一定とは限らず、課税割合が異なる可能性があるが、これまでは、全ての事業所・品目において一定とみなして推計されてきたことに留意する必要がある。

- 「みなし」を行うか否かは、実際に税抜きで記入される調査票がどのくらいの割合なのかによって判断すべきと考えるが、何か情報はあるか。
 - 現時点では、経済センサス-活動調査の集計結果は分からないので不明だが、一般的な傾向としては、小規模企業は税込経理方式によることとされているので、税込みで記入する傾向があり、大規模企業は税抜きで記入する傾向があると聞いている。
 - 以前、工業統計に関する研究会で調査した際には、規模の大きな企業ほど消費税抜きで記入しているという傾向があった。

- 経済センサス-活動調査の製造業の調査票の第2面の15(3)に「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」という費用項目があり、これは外注費の一つと考えられるが、この場合、派遣職員の給与にも加算処理が行われることになるのか。
 - 人材派遣というサービスの提供には消費税が課税されることになるが、人材派遣会社における納税額の計算では、人材派遣そのものに係る人件費は課税となるが、それ以外の当該人材派遣会社の総務・管理部門の職員の給与は不課税となると考えられる。しかし、実際のところは、国税当局に確認する必要がある。

(3) その他

事務局から、次回の産業関連技術会議の開催時期については、10月下旬から11月上旬に開催予定である旨連絡があった。

以上